

平成 24 年（2012 年） 月

しせつにゆうしよしえんりようしゃ さま
施設入所支援利用者 様

じゅうどしやうがいしやしえんかさん にんてい さっぽろし
重度障害者支援加算の認定について（札幌市からのお知らせ）

くに せいどかいせい ほんねん がつ しせつにゆうしよしえん じゅうど しょう
国の制度改正により、本年4月より、施設入所支援について、重度の障がいのある
かた しえん じっし さい じゅうどしやうがいしやしえんかさん たいしやう かた かくだい
方に支援を実施した際の「重度障害者支援加算」の対象となる方が拡大されまし
た。

これに伴い、加算の認定を行いましたので、加算対象者である旨が記載された
あた しょうがいふくし じゅきゆうしやしやう そうふ りやうちゆう しせつ あたら
新しい障害福祉サービス受給者証を送付いたします。ご利用中の施設に新しい
じゅきゆうしやしやう ていじ かさん たいしやう むね つた ねが
受給者証をご提示いただき、加算の対象となった旨、お伝えいただきますようお願い
いたします。

なお、これまで使用されていた受給者証につきましては、区役所までお返しいた
は き は き あわ ねが
だくか、破棄していただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 じゅうどしやうがいしやしえんかさん
重度障害者支援加算について
かさん にんてい う じゅうど しょう かた う い ばあい しせつ しはら
加算の認定を受けた重度の障がいのある方を受け入れた場合に、施設に支払われ
ほうしゆう いっていがく かさん
る報酬に一定額が加算されます。

2 留意事項

- かさん にんてい りやう かた ひつやう てつづ
(1) 加算の認定について、利用する方に必要な手続きはありません。
- しせつ しはら りやうしやふたんがく じゅきゆうしやしやうきさい りやうしやふたんじやうげんげつがく
(2) 施設に支払っている利用者負担額が、受給者証記載の「利用者負担上限月額」
たつ かた りやうしやふたんがく じゃっかん あ かうせい
に達していない方については、利用者負担額が若干上がる可能性があります。
こんかい かさん じゅうど しょう かた う い かくだい しつてきこうじやう
今回の加算は、重度の障がいのある方の受け入れの拡大やサービスの質的向上
もくてき しゅし りかい ねが
を目的としたものですので、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

【担当：〇〇区保健福祉課 Tel〇〇〇-〇〇〇〇（内線 〇〇〇）】